

沖縄県都市計画審議会

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項に基づき、次の事項について付議します。

- 議案第1号 中部広域都市計画道路の変更
「1・5・1号 池武当インター線ほか3路線」
- 議案第2号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
「那覇広域都市計画区域」
- 議案第3号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
「中部広域都市計画区域」
- 議案第4号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
「名護都市計画区域」
- 議案第5号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
「本部都市計画区域」
- 議案第6号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
「宮古都市計画区域」
- 議案第7号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
「石垣都市計画区域」
- 議案第8号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
「南城都市計画区域」
- 議案第9号 那覇広域都市計画区域区分の変更
「第7回定期見直し」

令和 4 年 8 月 26 日

沖縄県知事 玉城 康裕

